

坂東市行政改革大綱

【平成 17 年度～21 年度】

平成 17 年 7 月

坂 東 市

【目 次】

行政改革の基本的な考え方	1
1 基本方針	1
2 推進期間	1
3 推進方法	1
取り組むべき基本項目	2
1 市民との協働によるまちづくり	2
2 財政運営の健全化	2
3 組織機構の適正化と職員の能力開発	2
改革の具体的方策	3
1 市民との協働によるまちづくり	3
(1) 市民との役割分担の再構築	3
民間委託等の推進	3
地域協働の推進	3
(2) 透明性の確保と説明責任	3
情報公開・情報提供の推進	4
広報広聴活動の充実	4
入札、契約制度の改善	4
(3) 市民の視点に立ったサービスの改善	4
電子市役所の推進	4
窓口サービスの充実	4
2 財政運営の健全化	5
(1) 計画的な財政運営	5
財政指標の設定・成果重視の財政運営	5
(2) 自主財源の確保	5
受益者負担の適正化	5
補助金等の整理合理化	5
各種徴収金の収納率向上	5
(3) 事務事業の見直し	6
不断の事務事業の見直し	6
3 組織機構の適正化と職員の能力開発	7
(1) 柔軟で機動的な組織づくり	7
柔軟な組織機構の推進	7
(2) 定員管理と給与の適正化	7
定員管理の適正化	7
給与等の適正化	7
(3) 職員の能力開発	7
人材育成の推進	7

行政改革の基本的な考え方

1 基本方針

少子高齢化による人口減少時代を目前に控え、国地方を通じ厳しい財政状況にある中、地方公共団体が中心となって住民の負担と選択に基づき、各々の地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムへの転換が求められています。

こうした中、国においては、平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ、平成17年3月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を策定し、地方公共団体においては新たな視点に立って不断に行政改革に取り組み、その体制を刷新していくことが必要であり、推進にあたっては住民と協働し、危機意識と改革意欲を共有し、より一層積極的な行政改革の推進に努めるよう要請しております。

本大綱は、坂東市建設計画に掲げられた将来像である「人と自然がおりなす 活力・安心・協働に満ちた 坂東市」を着実に実現する仕組みづくりを目指すものと位置づけ、「市民との協働によるまちづくり」「財政運営の健全化」「組織機構の適正化と職員能力の開発」という三つの視点から、本市の行財政運営全般を見直し、市民生活の向上及びサービスの安定的提供を最優先に、時代の要請に応じた行財政を進めるための指針となるものです。

2 推進期間

時代や環境の変化、国、県の制度改正や住民ニーズに合わせた柔軟な対応ができるよう、行政改革大綱の推進期間を平成17年度から平成21年度までの5か年とします。

3 推進方法

行政改革大綱を推進し実現するため、大綱に示した三つの視点を基に推進期間を5か年とする行政改革実施計画を策定し、市長を本部長とする坂東市行政改革推進本部を中心に全庁的に対応するとともに、職員一人一人が積極的に取り組むこととします。

また、市民参画のもと、意見や評価の把握に努め、推進のための理解や協力を得ることが大切であることから、その取組については広報等で広く周知するとともに、市民の代表者等から構成される坂東市行政改革懇談会の意見を踏まえながら推進します。

取り組むべき基本項目

1 市民との協働によるまちづくり

複雑多様化してきた公共サービスの在り方を根本から見直し、行政が真にやるべきことを明らかにし、これまで行政が提供してきたサービスを市民、NPO、ボランティア団体、民間企業などと対等な立場で連携・協力して、お互いの利益を認め合いながら良きパートナーとして取り組むことにより、市民との協働によるまちづくりを進めます。

このため、市民との役割分担の再構築、透明性の確保と説明責任、市民の視点に立ったサービスの改善を行います。

2 財政運営の健全化

すべての事務事業を当初の理念に立ち返り抜本的に見直し、事業の必要性及び効果を客観的評価に基づき十分に検証し、最小の経費で最大の効果を生み出す効率的な行政運営に努め、市民生活に密着した公共サービスを安定的かつ継続的に提供していくための確固たる財政基盤を構築します。

このため、計画的な財政運営、自主財源の確保、事務事業の見直しを行います。

3 組織機構の適正化と職員の能力開発

新たな行政課題や多様な市民ニーズに的確に対応できる簡素で機能的な行政組織を構築するとともに、職員の資質の向上、能力開発により公務能率の向上を図ります。

このため、柔軟で機動的な組織づくり、定員管理と給与の適正化、職員の能力開発を行います。

改革の具体的方策

1 市民との協働によるまちづくり

(1) 市民との役割分担の再構築

厳しい財政環境と市民ニーズの拡大という相反する課題を抱えつつ、生活者である市民を起点とした個性豊かな地域社会を創造するためには、市民が主体的に公共サービスに参画することが望まれています。市民参画の気運を醸成するとともに、まちづくりに参画するための多様な受け皿、方法を用意し、自己決定・自己責任・自己負担に基づく住民自治を進めます。

また、市民と行政が共に自立するために、補助金などの在り方も見直します。

民間委託等の推進

民間にゆだねることが適当な事務事業については、住民団体をはじめNPOや企業等の多様な主体の活力や能力を積極的に活用した業務委託を検討します。

委託の実施にあたっては、対象事業、選定基準、契約条項などの透明性を確保するとともに、個人情報の保護や守秘義務の確保に十分留意し、必要な措置を講じます。

施設管理の在り方について検証するとともに、指定管理者制度の活用を推進します。

地域協働の推進

市民及び市民が参画するさまざまな団体と行政がまちづくりのビジョンや互いの情報を共有し、議論しながら市政を推進していく環境を整え、市民と行政との協働のまちづくりの気運を醸成するとともに、公共的サービスの「計画・決定」「執行」「評価」のそれぞれの段階において行政と相互に連携する地域協働を推進します。

(2) 透明性の確保と説明責任

市民との協働のまちづくりを進めるにあたっては、情報や認識を共有することによりその基本となる信頼関係を高めます。また、ITの活用をはじめとするあらゆる手段を用いた双方向からの情報の受発信を推進し、市政に対する市民のさまざまな意見、要望をしっかりと受け止め、

的確に伝えていく仕組みを充実させることにより、公平・公正・透明な市民本位の行政運営に努めます。

情報公開・情報提供の推進

行政活動の過程やそれらを通じて実現した結果や成果、また克服すべき課題について、行政自らが積極的に市民に情報を提供して十分な説明責任を果たします。

広報広聴活動の充実

市政に対する市民の意見や要望、苦情などを広く求め、施策や行政運営に適切に反映させることにより、市民本位の行政運営を行うよう広報広聴活動の充実を図ります。

入札、契約制度の改善

入札、契約制度の透明性、公平・公正性、競争性、効率性を高めるとともに、時代の要請に応じた新たな入札、契約制度の導入や諸手続の合理化、簡素化を図ります。

(3) 市民の視点に立ったサービスの改善

顧客主義に徹し市民に満足度の高いサービスを提供するために、行政手続の簡素化、迅速化、利便性の向上等を一層推進するとともに、市役所の電子化を進め、効率的な業務体制の整備を図ります。

電子市役所の推進

ITの便益を最大限に活用することにより、行政の簡素化、効率化と行政サービスの質的な向上の実現を図ります。

セキュリティに配慮しながら、市民の利便性向上を図るため、各種の手続など行政サービスの電子化を推進します。

窓口サービスの充実

情報ネットワークを活用した窓口サービスの充実、申請手続等の簡略化や処理時間の短縮化を図るとともに、市民に利用しやすい窓口の運営体制の推進を図ります。

2 財政運営の健全化

(1) 計画的な財政運営

健全財政を確保していくため、中期的な収支見通しを示すとともに各種の財政指標を設定します。

限られた財源を最大限有効活用し、市民が真に求める事業への的確な予算配分を行うため、市民生活に密着した事業を最優先としながら、緊急性や必要性、費用対効果などを十分考慮した事業を選択します。

財政指標の設定・成果重視の財政運営

財政運営に一定の規律を持たせ、健全財政を確保していくため、中期的な収支見通しを示すとともに各種の財政指標を設定します。

市民に対し、財政状況が総合的に把握できるよう、予算の状況や各種財政指標を積極的に公表します。

(2) 自主財源の確保

自主財源の安定確保は、財政運営の安定性と行政活動の自主性を確保する上で極めて重要な事項であるため、三位一体の改革における税源移譲の進展や税負担の公平性確保の必要性を踏まえ、地方税の徴収率の一層の向上に積極的に取り組みます。

受益者負担の適正化

受益と負担の公平性確保の観点から、利用者が限られているサービスなどを精査し、受益者負担を求めることが適当な事業については適正な料金設定を行うとともに、使用料・手数料などのすべての料金を見直し、不均衡・不公平が生じないよう適正化を図ります。

補助金等の整理合理化

さまざまな団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担の在り方等について検証し、整理合理化の推進を図ります。

各種徴収金の収納率向上

自主財源の確保と税負担の公平性の観点から、課税客体の的確な把握や滞納整理の着実な実施により、市税をはじめ各種徴収金について一層の収納率の向上を図ります。

(3) 事務事業の見直し

厳しい行財政環境が続く中、新たな行政課題や複雑、多様化する市民の行政ニーズに的確に対応していくために、前例、慣行にとらわれない新たな発想や効果的な方法で事業を実施します。

また、最小の経費で最大の効果が上がるよう、常にコスト意識や経営感覚を持ちながら市民サービスの向上を図ります。

不断の事務事業の見直し

限られた財源を有効に活用し、時代の要請に応じた最適な行政運営を維持するため、外部委託等による事務執行の効率化、簡素な行政執行体制の整備を進めるとともに、常に事務事業を見直し、改善を図ることにより事務効率の向上を図ります。

3 組織機構の適正化と職員の能力開発

(1) 柔軟で機動的な組織づくり

常に組織機構の見直しを行い、時代に即応した市民サービスを決定し実行できる組織機構を編成します。

柔軟な組織機構の推進

業務の内容や量に応じた簡素で効率的な市民に分かりやすい組織機構を編成します。

(2) 定員管理と給与の適正化

増加する行政需要に弾力的、機動的に対応していくため、適正な定員管理を一層推進するとともに、給与についても適正化の推進を図ります。

定員管理の適正化

社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直し、定員適正化計画の中で目標数値を掲げ、これを公表します。

給与等の適正化

業務の性格や内容を踏まえ、給与制度の適正化を推進します。

(3) 職員の能力開発

分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成することが重要な課題であることから、人材育成に関する基本方針を見直し、人材育成の観点に立った人事管理、職場環境の改善等を行うことにより、総合的な人材育成に努めます。

人材育成の推進

長期的ビジョンに基づく計画的な研修を実施し、柔軟性、独創性、先見性、政策形成能力に優れた職員育成を推進します。